

さいたま市・岩槻市合併協議会会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、さいたま市・岩槻市合併協議会規約第10条第3項の規定に基づき、さいたま市・岩槻市合併協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 会議は、原則として公開するものとする。

2 会議の運営に際しては、公正な協議の推進に努めなければならない。

3 会議は、計画的に開催するものとする。

(会長等の責務)

第3条 協議会の会長（以下「会長」という。）は、会議の議長（以下「議長」という。）として、協議会の副会長と連携を図りながら、迅速かつ効率的な会議の運営に努めなければならない。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、会議に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

(会議の開閉等)

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

2 委員は、議長の許可を受けた後に発言するものとする。

(表決)

第5条 会議の議事は、全会一致をもって決することを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決することができる。

(会議録の調製等)

第6条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録（様式第1号）を調製するものとする。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 会議事項

(4) 会議経過

(5) 前各号に掲げるもののほか、議長が必要と認めた事項

2 前項の会議録には、会議資料を添付するものとする。

3 議長は、作成した会議録に記名押印し、これを協議会の事務局（以下「事務局」という。）に保管させるものとする。

4 会議録は、議長が記名押印した日をもって確定するものとする。

（会議録等の公開）

第7条 会議録及び会議資料は、原則として公開するものとする。ただし、次条ただし書の規定による決定があった会議の会議録及び会議資料については、この限りでない。

2 前項の公開は、会長が別に定める方法により行うものとする。

（傍聴）

第8条 会議は、傍聴することができる。ただし、議長が会議を公開することにより率直な意見交換が不当に損なわれる等公正かつ円滑な運営に著しく支障が生じると認められる場合において、会議に諮り公開しないことを決定したときは、この限りでない。

（傍聴の手続）

第9条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴人受付簿（様式第2号）に必要事項を記入の上、傍聴券（様式第3号）の交付を受けなければならない。

2 傍聴券は、会議の開始予定時刻の30分前から先着順に交付する。ただし、会議の開始予定時刻の30分前において傍聴希望者が定員を超える場合は、くじにより決定し、傍聴券を交付するものとする。

3 傍聴券の交付を受けた者（以下「傍聴人」という。）は、傍聴を終え退場しようとするときは、傍聴券を事務局に返還しなければならない。

（傍聴人の守るべき事項）

第10条 傍聴人は、傍聴席において、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と賛否

を表明しないこと。

(2) 談笑、騒ぎ立てること、みだりに席を離れること等議事の妨げ又は他人の迷惑となる行為をしないこと。

(3) 前2号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の円滑な運営の妨害となる行為をしないこと。

2 傍聴人は、議長及び事務局の職員の指示に従わなければならない。

3 傍聴人は、第8条ただし書の規定により会議を公開しないことの決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(傍聴人の定員)

第11条 傍聴人の定員は、その都度会長が定める。

(違反に対する措置)

第12条 傍聴人がこの規程に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができる。

(傍聴することができない者)

第13条 ビラ、プラカード、旗の類を携帯している者等会議の運営に支障を来すおそれがあると会長が認めた者は、会議を傍聴することができない。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年6月25日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称		
開 催 日 時	年 月 日 () 時 分開会・ 時 分閉会	
開 催 場 所		
議 長 氏 名		
出 席 者 氏 名	別紙「出席委員名簿」のとおり	
事 務 局 氏 名		
会 議 事 項	1 議 題	2 会 議 結 果
会 議 の 経 過	次ページのとおり	
会 議 資 料		
そ の 他 の 必 要 事 項		
会 議 録 の 確 定	確 定 年 月 日	記 名 押 印
	平 成 年 月 日	会 長 (議 長)

(会議経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項

様式第2号（第9条関係）

年 月 日

傍聴人受付簿

番号	氏名	住所	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			

様式第3号（第9条関係）

傍 聴 券

第 号

年 月 日

さいたま市・岩槻市合併協議会